

第8回 調査・広報委員会の概要

日時：平成26年8月20日（水）10：30～15：30

場所：合同庁舎4号館1219会議室

出席：関係団体

（全日本畳事業協同組合 1名、全国い製品卸商業団体連合会 1名、全国畳材料卸商組合連合会 1名、全国畳材商社会 1名、全日本ISO畳振興協議会 1名）

：オブザーバー

（東海機器工業株式会社、岡山県畳縁振興会、農林水産省）

議事概要：

1 公正競争規約案及び施行規則（検討原案）の修正部分についての確認

○調査広報委員会の立場としては、「業界としての自主ルールとしては、全員参加が望ましく、そのためにも全員が参加しやすいようにハードルを下げた規約にする必要がある」という観点から規約案を再確認する必要があるとのこととなった。その結果、調査広報委員会としては、規約案及び施行規則案に関し下記点の検討が必要との意見となった。

- ・規約第3条の畳の適用範囲に、部屋の一角の落とし込みもしくは上がり座敷の畳敷きを含めることの検討
- ・規約第7条第1項（1）の表現に関する一部記載（QRコード、容易との文言）の再検討
- ・規約第7条第7項の内容の再確認
- ・規約第7条第10項の畳類本体と商品説明書（納入仕様書）の紐付けに関して、不要な部分の見直し
- ・規約第17条の証紙の添付義務の内容の再確認
- ・施行規則第1条のタッカーに関する記載の再検討
- ・施行規則第12条第2項の流通業者の義務事項の在庫の記録の削除

2 ブロック説明会の質問、意見への対応について

○ブロック説明会の会場質疑の回答案に関し、調査広報委員会に関連する部分の回答案の確認及び修正を行った。なお、下記が主な検討事項。

- ・公正取引協議会の加入者のメリット、デメリットを明示して欲しいという要望に関しては、「消費者の自主的かつ合理的な商品選択に資するため、また業界ルール整備のためご協力をお願いします」という主旨の回答とする。
- ・その他の検討内容は、畳店の義務事項、公共事業の要件、畳の加工方法の表示、ブロック説明会での資料の事前配付、全日畳組合員以外の畳店への情報連絡、工務店等への周知、本規約の意義、本規約検討の経緯、等。

○FAX でよせられた意見・質問への回答案に関し、調査広報委員会に関連する部分の回答案の確認及び修正を行った。なお、下記が主な検討事項。

- ・業界関係者への情報伝達に関する要望に対しては、現在のHPによる情報公開に加え、同HPの情報更新をメールマガジン等で案内することを検討していく。
- ・その他の検討内容は、アンケート結果の反映、今後の検討スケジュールの公表、オブザーバーの増員、等。

3 ブロック説明会の質問、意見への回答方法について

- ・豊類公正競争規約作成連絡会からのブロック説明会の質問、意見への回答方法としては、HP等を用いることとなった。また、HP等に回答を掲載した旨は、ブロック説明会の開催案内と同様の方法で案内することとなった。